

令和7年度 朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和8年1月21日現在

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	えんどう みつひろ 遠藤 光博	朝霞市議会議員	新任
	いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	新任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	こいしかわ ともはる 小石川 知治	朝霞第二中学校長	再任
	のぐち くにひこ 野口 邦彦	朝霞第三中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	わたなべ きとし 渡邊 聡	朝霞第一中学校 PTA	再任
	おおた つよし 太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	新任
	ばば あゆみ 馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぷろん会員	新任

令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会 次第

日時 令和8年2月5日(木)

午後3時

会場 溝沼学校給食センター 2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

①令和8年度学校給食実施予定日(案)について

②令和8、9年度学校給食用物資納入業者の指定について

4 報告事項

①令和8年度における学校給食費の保護者負担額について

②令和7年度「食に関する指導」について

5 その他

6 閉 会

議案第 1 号

令和 8 年度学校給食実施予定日について

令和 8 年度学校給食実施予定日について、別紙のとおり決定を求める。

令和 8 年 2 月 5 日提出

令和8年度 学校給食センター-小学校給食実施日(案)

 学校休業日

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	△15	△16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	○29	30		

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	○4	○5	○6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	○20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	○11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	○21	○22	○23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	○12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	○3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	○23	24	25	26	27	28
29	30					

14日: 県民の日

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					○1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	○11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	○11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	○23	24	25	26	27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	○22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第二学期73回

第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期: 4/8~7/17 2学期: 8/31~12/24 3学期: 1/8~3/26

183回

小学校給食実施回数は、上記の内、運動会・土曜日参観の振休2日間を除く

令和8年度 学校給食センター-中学校給食実施日(案)

 学校休業日

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19回) 第一学期62回

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

14日: 県民の日

12月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第二学期73回

第三学期48回

※上記◇ は、秋の大会の振替提供日になります。

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期: 4/8~7/17 2学期: 8/31~12/24 3学期: 1/8~3/26

181回

中学校給食実施回数
上記のうち体育祭振休、卒業式を除く
※春の大会は提供なし、秋の大会は10月6日
は12月22日に振替提供、10月7日は通常提供

令和8年度 第四小学校給食実施日(案)

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

学校休業日

6月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6日:土曜参観
8日:土曜参観振替休日

10月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

第一学期63回

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

10日:運動会
16日:運動会振替休日

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

※14日:県民の日

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第二学期72回

第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

小学校 183回
※運動会、土曜日参観

合計183回

令和8年度 第五小学校給食実施日(案)

学校休業日

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6日:土曜参観
8日:土曜参観振休日

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10日:運動会 13日:運動会の振休日
31日:土曜授業(給食実施日)

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2日:土曜授業の振休日
14日:県民の日

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第二学期72回

第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

小学校 183回
※運動会、土曜日参観

合計183回

令和8年度 第八小学校給食実施日(案)

学校休業日

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第一学期64回

10日:運動会
13日:運動会の振休日

7日:土曜参観
9日:土曜参観の振休
14日:県民の日

第二学期71回

第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

小学校 183回

※運動会、土曜日参観

合計183回

議案第 2 号

令和 8 ・ 9 年度学校給食用物資納入業者の指定について

令和 8 ・ 9 年度学校給食用物資納入業者の指定申請を受けた別紙の 2 4 業者について、指定する決定を求める。

令和 8 年 2 月 5 日提出

○朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準

昭和40年 9月 1日その他

朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準

(目的)

この基準は、朝霞市学校給食用物資納入業者指定申請の審査に際し必要な基準を定めるものとする。

1 審査基準

審査に当たっては書類審査、現地調査、過去の実績調査の成績、及び一般的必要条件を総合的に審査し、指定の可否を決定する。

(1) 書類審査

①学校給食物資納入業者指定申請書

- i 申請者の工場、倉庫の平面図
- i i 営業許可書の写し
- i i i 登記簿謄本
- i v 食品衛生監視票の写し

審査の基準

- ・指定申請書には必要事項がすべて記載されていること。
- ・営業許可書の写しは、申請日現在において有効であること。あわせて本市の納入業者指定期間内に有効期限が切れる場合は、継続申請を行う予定であること。なお、一部業種については不要の場合がある。
- ・登記簿謄本は申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。ただし個人の場合は不要
- ・食品衛生監視票は最新のもの。ただし食品衛生監視の対象でない業種については不要
- ・申請等に使用する印鑑は、法務局に登録してある印鑑を使用すること。ただし、個人の場合は市町村に登録してある印鑑を使用すること。

②印鑑証明書

- ・法人は法務局、個人は市町村長の発行するもの
- ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

③納税証明書

審査の基準

- ・法人の場合は法人市民税、法人県民税、法人事業税について提出する。

- ・個人の場合は個人市民税、個人事業税について提出する。
- ・最新の課税年度のものを提出する。
- ・非課税の場合は、非課税証明書で代用できる。
- ・申請書類提出日現在において未納がないこと。

④営業経歴書（任意書式）

※ 一般的な必要条件を審査する際に必要なもので、申請者の信用状況等を確認できる事項が記載されているものが望ましい。

⑤供給ルートの概要（製造及び加工工場、又は仕入先からの配送、納入にいたるまでの経緯）

⑥誓約書

審査の基準

- ・印鑑は、法務局に登録してある印鑑を使用すること。

※その他

提出された書類から、衛生管理や財務状況などに児童生徒が食する給食の物資を納入するに適していないと審査されるときは、指定しないことができる。

(2) 工場実地検査

「申請業者・実地調査表」に基づき現地調査し、審査する。

下表、判定項目について合格基準欄記載事項を満たしているときは「合格」とする。なお、合格の基準欄②に適合する場合は、判定上は不合格であるが、現状及び対応策を特記事項に記入し、市がこれを適当と認めた場合は「合格」の扱いとすることができる。

すべての項目が合格の扱いとなった場合は調査票による審査を「合格」とする。

調査票による判定基準（調理室・作業場・倉庫等の整備状況）

判定項目	合格基準
専用白衣	専用の作業用白衣を着用し、衛生区分ごとにエプロン等を使い分けていること。
専用履物	専用の作業用履物を使用し、衛生区分が変わるごとに靴底を確実に消毒していること。
三角巾・帽子	調理・製造中は常に着用していること。 三角巾・帽子から髪の毛がはみ出していないこと。
マスク	調理・製造中は常に着用していること。 鼻まで隠れるタイプのものであること。
健康観察	作業員に対する手指の傷や発熱などの健康観察を常にチェックし、記録していること。
天井水滴落下	水滴落下がないこと。 ②ある場合は、その部分にカビ等がないこと、及び改修予定があること。
網戸	すべての開口部に設置されていること。 ②作業中窓を開閉する必要がない施設については可とすることができる。
換気	必要な換気設備が整えられていること。換気設備の吸入口にはフィルタ 一等防虫対策がなされていること。
作業員専用トイレ	作業員専用のトイレが設置されていること。 ②専用でない場合は従業員専用であること。
手洗い設備	作業区画ごとに作業員人数に応じた手洗い設備（洗淨液、消毒液含む。） が設置されていること。 ②不足する場合でも、作業場所付近に手洗い設備（洗淨液、消毒液含む。） が設置されていること。
爪ブラシ	包装されていない物資を手で取り扱う場合に適用し、手洗い設備に爪ブ ラシが備え付けられていること。（個人専用が望ましい） ②備え付けられてない場合は、早急に備え付けること。
出入口消毒槽	設置されていること。 ②これに代わるもので代用可。

調理室の室温設定	労働及び製造に適した温度に管理していること。 ②製造の性格上適温に設定し難い場合は、製品の製造後の温度管理について適切に対応していること。
床の状況	常に清掃を行い、食材片等が落ちてないこと。 破損箇所は適切な改修が行われていること。 ②破損箇所がある場合には、具体的な改修予定があること。
清掃状況	常に清掃が行き届いていること。
排水状況	床面にたまり水などが無いこと。 常に清掃によりたまり水が無いこと。 ②常に排水の除去を実施していること。
下水清掃の状況	排水溝及び蓋の清掃が行き届いていること。
消毒の回数（回／年）	年1回以上実施していること。
食品衛生監視票	85点以上

備考：各施設、設備、その他は衛生的でかつ使用可能であることが前提であり、これを満たさない場合は「不合格」とする。

(3) 「学校給食運営審議会」に諮問し建議を受ける。

(4) 教育長決裁

(5) 朝霞市学校給食用物資納入業者指定書の交付

(6) 朝霞市学校給食用物資指定納入業者の登録

登録有効期間 令和8年4月1日から

令和10年3月31日までの2年間

2 購入方法

指定された朝霞市学校給食用物資納入業者による見積り合せ、書類審査及び見本審査によるものとする。

3 特別措置

朝霞市学校給食用物資納入業者を指定後、年度の途中において未登録の業者より指定の申請があった場合は同様の審査を行い、合格と判定されたときは、教育長決裁を経て、朝霞市学校給食用物資納入業者として登録することができる。ただし、登録有効期間は、決裁の翌月から令和10年3月31日までとする。

4 納入業者指定の取消

指定納入業者が次の事項に該当する場合は、納入の停止、又は指定納入業者の取消しをすることができる。

- (1) 年度内に全く物資を納入しないとき（契約が一度もないとき。）。
- (2) 契約書の履行を怠ったとき、又は朝霞市学校給食課の指示に違反したとき。
- (3) 従業員等の細菌検査結果一覧表の提出を怠ったとき（適用除外の業種を除く。）。
- (4) 法規、又は監督官庁の命令により業務の執行を停止されたとき。

付記

- 1 朝霞市学校給食用物資指定納入業者は、従業員等の細菌検査結果一覧表を毎月提出すること。（ただし、適用除外の業種を除く。）
- 2 「朝霞市学校給食用物資納入業者指定申請書」の提出期間は、令和7年10月30日（水）から令和7年11月14日（金）の午前9時から午後5時までとする。（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- 3 朝霞市学校給食用物資指定納入業者の衛生管理については、管轄する保健所へ調査を依頼する。
- 4 朝霞市学校給食課の職員は、必要に応じて現地調査を実施する。

議案第 2 号 別紙 学校給食用物資納入業者評価表

	業者名	代表者	所在地	食品衛生監視票	協定書 提出の 有無	合否	新規 継続
				HACCP 様式			
1	東新畜産株式会社	小林 公人	東京都板橋区向原 3-9-7	98	○	合格	継続
2	株式会社アンデス	石渡 栄三	東京都練馬区大泉町 5-11-8	97	○	合格	継続
3	株式会社日南	橋口 義明	東京都練馬区旭町 1-42-2	95	○	合格	継続
4	(株)ナチュラルポークリンク	諏訪 秋彦	埼玉県新座市野火止 4-13-11	98	○	合格	継続
5	森乳業株式会社	榎島 廣太郎	埼玉県行田市富士見町 1-3-2	100	○	合格	継続
6	丸宮食品株式会社	永嶋 良一	埼玉県さいたま市見沼区卸町 1-37	98	○	合格	継続
7	株式会社ふくしま	福島 毅春	埼玉県川越市旭町 2-21-26	100	×	合格	継続
8	(公財)埼玉県学校給食会	小澤 健史	埼玉県北本市朝日 2-288	100	×	合格	継続
9	関東食品(株)埼玉支店	武田 淳	埼玉県鶴ヶ島市柳戸町 7-11	98	×	合格	継続
10	株式会社海幸水産	深井 勇哉	埼玉県さいたま市桜区田島 1-2-1	94	○	合格	継続
11	株式会社三浦屋	中島 邦浩	埼玉県入間市上藤沢 377-4	100	○	合格	継続
12	協同食品株式会社	城戸 博士	東京都練馬区高松 3-20-13	94	○	合格	継続
13	有限会社翁椎茸	中島 弘	埼玉県新座市畑中 2-16-63	100	○	合格	継続
14	うつぼや池田食品株式会社	池田 武文	東京都板橋区新河岸 1-6-7	91	○	合格	継続
15	丸勝かつおぶし	真辺 健二	東京都練馬区中村北 2-19-11	100	○	合格	継続
16	株式会社足立食品	足立 博隆	東京都練馬区北町 1-5-20	92	○	合格	継続
17	株式会社ティー・ケー大竹	大竹 敏雄	埼玉県新座市大和田 4-10-11	100	○	合格	継続
18	有限会社山重青果	高橋 利治	埼玉県志木市本町 4-10-28	100	×	合格	継続
19	株式会社八百松	櫻井 健雄	埼玉県朝霞市溝沼 7-6-31	100	○	合格	継続
20	青果マルセン	福田 政文	埼玉県戸田市中町 1-15-3	100	○	合格	継続
21	ばやし青果	若林 正悟	埼玉県新座市北野 3-5-11	100	○	合格	新規
22	長谷川青果	長谷川 利秋	東京都西東京市住吉町 6-12-27	*	○	合格	新規
23	株式会社ゼネラルパートナーズ(アスタネ)	進藤 均	埼玉県さいたま市桜区西堀 8-3-15-1	対象外業種	○	合格	新規
24	株式会社岩崎商店	岩崎 有朋	埼玉県新座市野火止 4-7-6	100	○	合格	継続
地	朝霞市農産物直売組合	渡邊 忠	埼玉県朝霞市根岸台 4-12-7	対象外業種	-	合格	継続
地	石原佳之	石原 佳之	埼玉県朝霞市根岸台 7-48-50	対象外業種	-	合格	継続
地	株式会社セブンコンサルティング(天美也農園)	荒井 美也子	埼玉県深谷市瀬山 414	対象外業種	-	合格	継続
地	株式会社 Farm Pride(伊藤農園)	伊藤 海	埼玉県所沢市南永井 999	対象外業種	-	合格	継続
地	あさか野農業協同組合	高橋 均	埼玉県朝霞市大字溝沼 466	対象外業種	○	合格	継続

※「地」は地場産野菜・地場産米納入業者

※合格基準：85 点以上 ※協定書の提出は任意

○「*」長谷川青果 保健所より食品衛生監視の結果がまだ出ていないが、提出され、合格基準 85 点未満であれば却下とする。

学校給食用物資納入業者数の年度別比較

	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	令和 2・3 年度	令和 4・5 年度	令和 6・7 年度	令和 8・9 年度
食肉・鶏卵	6	4	5	3	3	4	4	4	4
乳製品	2	1	1	1	1	1	1	1	1
食用油 調味料類 乾物・缶詰 冷凍食品	11	14	12	11	12	12	11	11	11
青果物	8	8	7	6	5	5	6	5	7
こんにゃく	2	2	2	1	1	1	1	1	1
計	29	29	27	22	22	23	23	22	24

学校給食物資納入業者現地調査の結果について

議案第2号「朝霞市学校給食用物資納入業者の指定について」の件について、新規参入3業者の現地調査を実施いたしましたので報告します。

業者名	長谷川青果	ばやし青果	アスタネ(株式会社ゼネラルパートナーズ)
代表者	長谷川 利秋	若林 正悟	進藤 均
調査実施日	令和7年12月18日(木)	令和7年12月19日(金)	令和7年12月19日(金)
調査員	栄養教諭 和田 直子 栄養教諭 春木 里菜 学校給食課 曾根田 幸子	栄養主査 田熊 清香 栄養教諭 伊藤 麻里奈 学校給食課 曾根田 幸子	栄養主査 田熊 清香 栄養教諭 伊藤 麻里奈 学校給食課 曾根田 幸子
主な取扱品目	青果物	青果物	青果物(生しいたけ)
改善を要する事項	特に問題はなし	特に問題はなし	特に問題はなし
調査員総評	<ul style="list-style-type: none"> ・淀橋市場から青果を仕入れ、地域に密着した八百屋として営業しており、店舗販売の他、学校給食納入も行っている。 ・店舗の築年数はかなり経っている様子で設備も新しいとは言えないが、手洗い場や冷蔵庫の設備もあり、店舗清掃、冷蔵庫の温度管理も適切に行っていた。 ・西東京市の小中学校で納入実績あり。 ※現在の店舗が区画整理に該当しており、4月以降に現店舗の近くに移転予定。移転後店舗には、新たな冷蔵庫を設置し、配送車も増車予定とのこと。 ・保健所の食品衛生監視の結果はまだ出ていないが、衛生的に管理されていることから、食品衛生監視票の点数が合格基準に達していれば学校給食用物資納入に際しては問題ないものと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出のある新座市の事務所に加え、新たに、仕入れ先の板橋市場に近い板橋区内に作業場開設。(本調査先は板橋の作業場とした。) ・倉庫内・作業場の清掃は行き届き、倉庫内及び冷凍庫・冷蔵庫の温度管理も適切であった。 ・衛生管理面では、手洗い設備もあり食材を扱う前の手洗い、また、包丁やまな板のアルコール消毒も行われていた。 ・近隣市(和光市・新座市)の学校給食・保育園給食への納入実績あり。 ・保健所の食品衛生監視票(HACCP)の得点が100点であり、衛生的に管理されていることから、学校給食用物資納入に際しては問題ないものと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス内の温度・湿度・衛生管理も問題なし。 ・作業場の清掃は行き届いており、保管冷蔵庫の温度管理も適切であった。 ・衛生管理面では、被服のゴミとり等を実施し、帽子・マスク・ゴム手袋等を着用し衛生管理に配慮した作業を行っていた。 ・採取業のため、保健所への届け出は不要。 ・現在の栽培施設の近隣に、ハウスを増設する予定があり、今以上に安定した出荷が見込まれる。 ・県内のスーパー等へ出荷実績あり。 ・学校給食物資納入に際しては問題ないものと思われる。
調査時の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>店舗外観</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>冷蔵庫内</p>  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>作業場</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>冷蔵庫内</p>  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>栽培場内</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>作業場</p>  </div> </div>
調査結果	本市の学校給食用物資納入業者として適している。		

○朝霞市学校給食用物資（地場産野菜）納入希望団体等登録要領

平成17年12月 1 日 要領

改正

平成19年 4 月 1 日

平成21年12月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日 要領第 5 号

令和 8 年 2 月 1 日

朝霞市学校給食用物資（地場産野菜）納入希望団体等登録要領

1 目的

市が発注する学校給食用物資（地場産野菜）について、県内の生産者及び生産者団体から物資を購入することにより、学校教育の意義から地産地消を推進するとともに、県内の経済の活性化をはかるために学校給食に地場産野菜を積極的に活用するものである。

2 定義

地場産野菜とは、県内において県内の生産者により生産された野菜及び果物等の農作物をいい、生産者とは農業を営んでいる者をいう。

3 登録できる団体等

埼玉県内の生産者及び当生産者で構成されている農業振興のための団体とする。ただし、市が団体としての活動の実体を確認できないとき、また、団体の活動が停止したとみなされるときには、市は登録の拒否、発注の停止、又は登録の抹消をすることができるものとする。

4 申請の方法

申請は別紙申請書により行い、受け付けは随時行うものとする。ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

受付窓口は、学校教育部学校給食課とする。

5 登録者の取扱い

市は、申請内容について審査を行うとともに、朝霞市学校給食運営審議会に諮り「学校給食用物資（地場産野菜）納入希望団体等登録名簿」に登載する。

登録の有効期間等は朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準（昭和40年朝霞市その他）による学校給食用物資納入業者指定制度に準ずる。

6 対象となる地場産野菜

本制度により購入する地場産野菜の種類は、市と納入者との協議により決定するものとする。

市は、学校給食用物資納入業者指定制度による指定業者との均衡を図りながら、優先的に地場産野菜を購入するものとする。なお、地場産野菜納入登録団体等からの購入は、次の優先順位で行うものとする。

(1) 朝霞市内の生産者及び生産者団体を第一優先とする。

(2) 無農薬野菜、伝統野菜など特色のある野菜を納入する生産者及び生産者団体を第二優先とする。

7 その他

その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日）

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要領第5号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

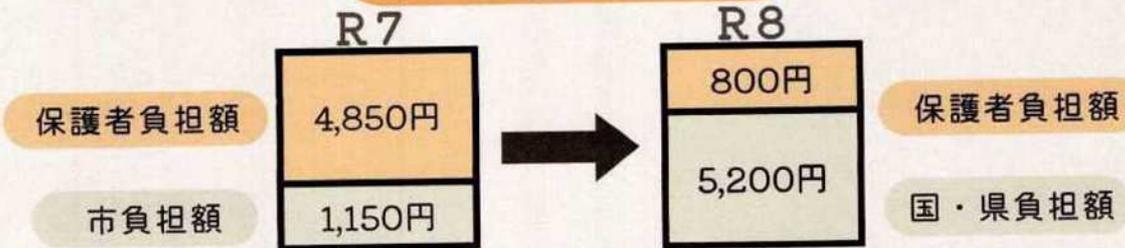
附 則（令和8年2月1日）

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

令和8年度の

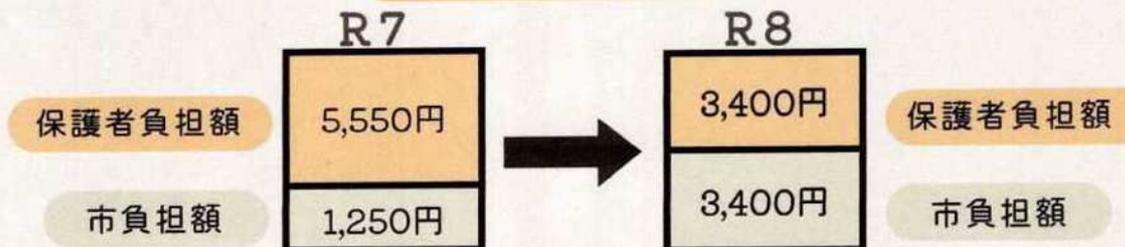
学校給食費(案)について

小学校 【月額6,000円】



令和8年度は、国・県から月額5,200円分の食材費が市に支給されます。差額分800円のご負担につきましては、現在の学校給食の質と量を維持するために必要となりますので、ご理解をお願い申し上げます。

中学校 【月額6,800円】



中学校は国からの支援が令和9年度以降となり、令和8年度においては、小学校の保護者負担額との間に大きな差が生じることから、市では半額の3,400円を支援する予定です。

本市では、今後も、質・量ともに十分な給食を提供したいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

朝霞市教育委員会
学校給食課 給食係
048-451-0370

✉ gakko_kyusyoku@city.asaka.lg.jp



※市では、令和8年3月の市議会定例会に上記内容を提案する予定です。
本案は、市議会の議決を得られた場合に、決定するものとなります。

令和7年度「食に関する指導」について

報告② 資料

食に関する指導の報告(小学校)

学年	内容
1年	「給食について知ろう」
	「めざせおはし名人」
2年	「野菜となかよくなろう」
3年	「好き嫌いなく食べよう」
	「けんこうな生活」
4年	「体の発育と健康」
	「おなかをすっきりさせよう」
	「”もったいない”について考えよう」
	「食べて元気に」
5年	「残菜調査をもとに食品ロスを考える」
	「料理や食品の組み合わせを考え、楽しく食べよう」(セレクト給食)
6年	「朝食から健康な1日の生活を」
	「まかせてね 今日の食事」
	「給食について知ろう」
特学	「めざせおはし名人」
	「好き嫌いなく食べよう」
	「けんこうな生活」

食に関する指導の報告(中学校)

学年	内容
2年	「みつばちファームで育てた野菜の活用について考えよう」
3年	「自分の食事は自分で用意しよう」(卒業祝い給食)

セレクト給食実施予定日

学校名	実施予定日
朝霞第一小学校	3月13日(金)
朝霞第二小学校	2月13日(金)
朝霞第三小学校	2月27日(金)
朝霞第四小学校	3月10日(火)
朝霞第五小学校	3月 4日(水)
	3月 6日(金)
	3月 9日(月)
	3月12日(木)
	3月16日(月)
朝霞第六小学校	2月16日(月)
朝霞第七小学校	3月 6日(金)
朝霞第八小学校	3月 5日(木)
朝霞第九小学校	3月11日(水)
朝霞第十小学校	2月 4日(水)

卒業祝い給食実施予定日

朝霞第一中学校	1月16日(金)
朝霞第二中学校	2月20日(金)
朝霞第三中学校	1月28日(水)
朝霞第四中学校	2月 9日(月)
朝霞第五中学校	1月30日(金)